

株式会社常陽銀行が実施する 海老根建設株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社常陽銀行が実施する海老根建設株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年11月1日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

海老根建設株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社常陽銀行

評価者：株式会社常陽産業研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、常陽銀行が海老根建設株式会社（「海老根建設」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社常陽産業研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。常陽銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、常陽産業研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、常陽銀行及び常陽産業研究所にそれを提示している。なお、常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業



主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則への適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

常陽銀行及び常陽産業研究所は、本ファイナンスを通じ、海老根建設の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、海老根建設がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

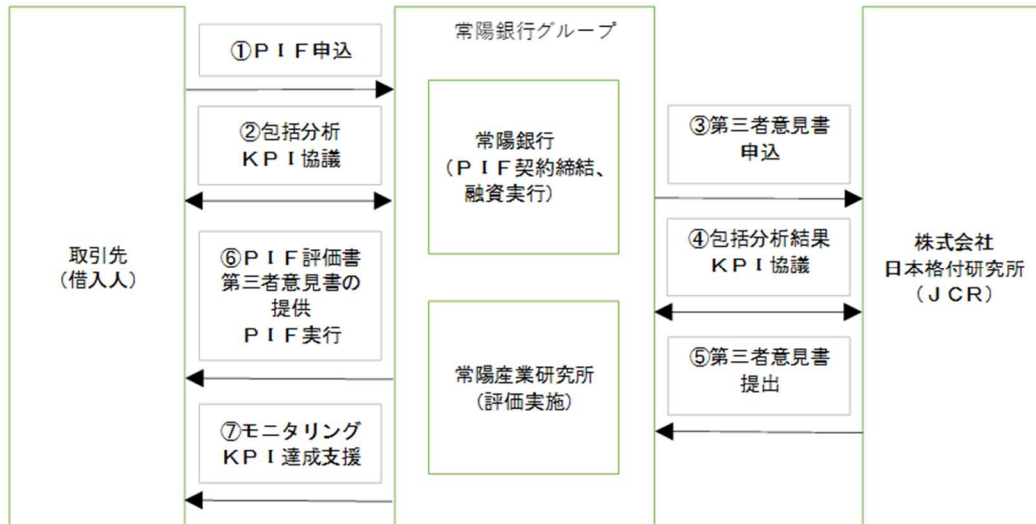
JCR は、常陽銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 常陽銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs



(出所：常陽銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、常陽銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、常陽銀行からの委託を受けて、常陽産業研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て常陽産業研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、常陽産業研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面の

インパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である海老根建設から貸付人である常陽銀行及び評価者である常陽産業研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

海老根建設株式会社



2024年11月1日

株式会社常陽産業研究所

目次

1. はじめに.....	3
2. 会社概要	4
(1)概要.....	4
(2)沿革.....	5
(3)経営理念.....	7
(4)社内体制.....	8
(5)事業概要.....	9
(6)社会・環境活動	13
3. 包括的なインパクト分析	16
(1)インパクトエリア/トピックの特定.....	16
(2)事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性.....	18
(3)テーマの設定	19
4. インパクトの評価	20
(1)社員の働きやすい環境の整備と活躍推進	20
(2)「地域 No.1 のインフラドクター」としての機能強化	26
(3)環境と共生する事業の展開.....	29
5. 管理体制	31
6. 常陽銀行によるモニタリング	32

1. はじめに

常陽産業研究所は、常陽銀行が海老根建設株式会社（以下、海老根建設）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、同社の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

本ファイナンスの概要

資金調達者の名称	海老根建設株式会社
調達金額	100,000,000 円
調達形態	証書貸付
契約期間(モニタリング期間)	2024年11月1日～2029年10月31日
資金使途	運転資金

¹ IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する企業。

2. 会社概要

(1) 概要

海老根建設は茨城県大子町に本社を置き、茨城県を中心に道路や河川、護岸、林道などを整備する土木工事や、山地の伐採や盛土により人工斜面を造成する法面(のりめん)工事など、公共工事を中心に手掛けている。

同社の強みは、創業以来 100 年以上行っている土木工事と、通常は専門建設業が担う法面工事を一体で請け負うことができる点である。工事の発注者は、土木工事と法面工事を一体で同社に発注することで、低い管理コストで効率的に公共工事を実施することができる。

同社は 2010 年半ば以降、仕事と家庭の両立を実現するために、休暇制度の拡充や建設現場の事務作業を後方で支える「建設ディレクター」の創設などを進め、時間外勤務時間の削減により、働きやすい職場づくりの構築と女性の活躍推進を進めている。その結果、働き方改革や女性活躍推進の取り組みについて茨城県などから多くの賞を受賞している。

2024 年には建設機械の教習所「茨城トレーニングセンター」を開設し、公共工事以外の事業を新たに開始した。今後は、多様な仕事の場の創出と地域活性化に向けて、新たな事業をさらに検討していく。

同社の概要は以下の通りである。

社名	海老根建設株式会社
代表者	代表取締役 柳瀬 香織
本社	茨城県久慈郡大子町大子 1835-2
拠点	本社(同上) 法面事業部(茨城県 高萩市 春日町 2 丁目 20-1 エースビル 2-A)
設立年月	1979 年 6 月
事業内容	総合建設業
建設業許可	茨城県知事(特-29)第 1185 号
許可業種	土工一式/とび・土工・コンクリート工事/鋼構造物/舗装/水道施設/建築/造園
資本金	2,000 万円
従業員	28 名(2024 年 7 月現在)

(2) 沿革

海老根建設は1916年に茨城県大子町で創業し、土木工事の請負を開始した。1972年には土木一式工事と建築一式工事の一般建設業許可を取得し、1979年には海老根建設株式会社を設立した。

資本金を1983年には1,000万円、1991年には2,000万へと増資した。2回目の増資を行った1991年には、とび・土工・コンクリート工事などの特定建設業を始め新たな工事の許可を取得した。

2003年には柳瀬香織氏が代表取締役役に就任し、2006年には管工事の特定建設業の許可を新たに取得した。その後、2016年には法面事業を開始した。

2010年代半ば以降、休暇制度の拡充による仕事と家庭の両立を実現しやすい環境の整備と女性の活躍推進を開始した。その結果として、2017年に茨城県より「茨城県女性が輝く優良企業²」の認定を受けた。

2019年には代表取締役社長の柳瀬香織氏が一般社団法人茨城県建設業協会の女性部会「建女ひばり会」の会長に就任すると、女性を始めとした多様な人材が活躍できる職場づくりを一層進めていく。2020年に経済産業省の「地域未来牽引企業³」の認定を受けた。2021年には時間外の削減に向けて、現場担当者の事務作業とICT業務の後方支援を担う「建設ディレクター」の養成を開始した。その後の2023年には茨城県の「茨城県働き方改革優良企業⁴」を受賞した。

2024年には建設機械の教習所「茨城トレーニングセンター」を開所し、公共工事以外の分野でも新たに事業を開始した。

² 職場における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進及び子育て支援に取り組む企業を茨城県が認定するとともに、県内企業の取組促進を図ることを目的とする制度。

³ 経済産業省により選定された地域経済の中心的な担い手となりうる事業者

⁴ すべての労働者が働きやすい環境づくりに向けて、「働き方改革」に積極的に取り組む企業、取組が優れた企業を茨城県が認定する制度。

年	概要
1916年	創業
1972年	茨城県知事許可(般-47)第1185号 土、建工事業許可取得
1979年	資本金300万円にて海老根建設株式会社を設立
1983年	資本金1,000万円に増資
1988年	海老根仁子氏が代表取締役に就任
1991年	資本金2,000万円に増資
	茨城県知事(特-3)第1185号 土、と、鋼、舗、塗、水工事業許可取得
	茨城県知事許可(般-3)第1185号 建、園工事業許可取得
2003年	柳瀬香織氏が代表取締役に就任
2006年	茨城県知事許可(般-18)第1185号 管工事業許可取得
2012年	茨城県知事許可(特-24)第1185号土、と、鋼、舗、塗、水工事業許可取得
	茨城県知事許可(特-24)第1185号 建、管、園工事業許可取得
2016年	創業100周年 法面事業を開始
2017年	「茨城県女性が輝く優良企業(1つ星)」に認定
2019年	代表取締役の柳瀬香織氏が一般社団法人茨城県建設業協会の女性部会「ひばり会」の会長に就任
2020年	経済産業省「地域未来牽引企業」に選定
2021年	「建設ディレクター」の養成開始
2022年	「SDGs宣言」を公表 「いばらき健康経営事業所」の認定を取得
2023年	「茨城県働き方改革優良企業」に認定
2024年	「令和5年度茨城県女性リーダー登用先進企業 特別優良賞」を受賞 「いばらきダイバーシティスコアチャレンジ企業」に登録・承認 「茨城トレーニングセンター」を開設



出所:海老根建設 HP

(3) 経営理念

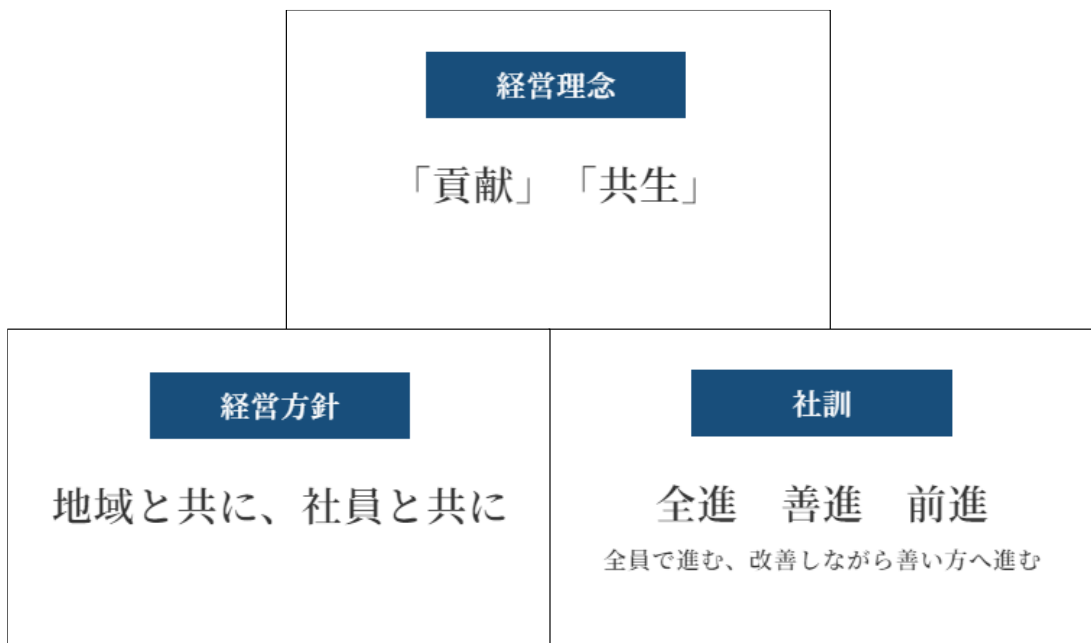
海老根建設は、「「貢献」「共生」という経営理念を掲げ、「地域 No.1 のインフラドクター」になることを目指している。

同社は 1916 年の創業以来、大子町を中心とした茨城県北地域で道路や河川、治山などの土木工事を通じて、地域の生活の安全をインフラ整備の面から支えてきた。こうした経験を踏まえて、事業を通じた地域への「貢献」、地域との「共生」が同社の原点であることを経営理念で表現している。

また、経営理念を実現するためには、社員全員で改善しながら善い方向へ進んでいく必要があるという思いを社訓「全進 善進 前進」に示している。

地域への思いを示した「経営理念」と社員全員で進んでいく気持ちを表した「社訓」の双方の思いを経営方針「地域と共に、社員と共に」に定めて展開している。

「経営理念」、「社訓」、「経営方針」



出所：海老根建設 HP

(4) 社内体制

海老根建設は、工事部と法面事業部、建材部、建設ディレクター課の3部1課体制を構築している。

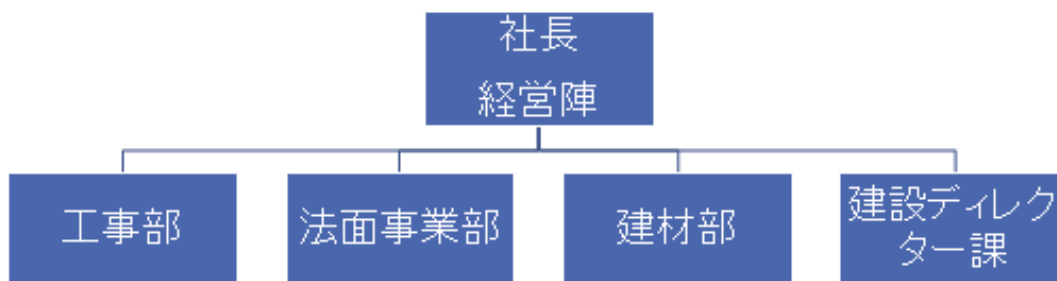
工事部は、道路の新設・改良・舗装工事や河川護岸工事、橋梁工事などの土木工事を手掛けている。

法面事業部は、土や盛土により作られる人工的な斜面を崩れないように整備する法面工事の施工を担っている。

建材部は、工事部や法面事業部が工事で使用する建材を調達する役割を有する。法面の落石防止網で使う高強度の建材や夜間で高い認知性を持つ道路反射鏡などを仕入れている。

建設ディレクター課は2023年に新設した部署であり、総務・経理業務の他に、オフィスから現場支援を行う「建設ディレクター」業務を担当している。同社は、2021年度から現場担当者が担っていた安全管理書類や工事原価に関する書類、請求書など工事に関連する書類の作成業務を現場担当者の代わりに行う「建設ディレクター」の養成を開始した。以前は、現場担当者は、現場監督は工事現場業務に日中従事し、帰社した夕方以降に事務作業を行っていた。しかし、現在は、建設ディレクターにクラウドで現場写真データを共有したり、書類の作成を依頼したりすることにより、現場担当者の時間外労働を削減することができた。

社内体制



ヒアリングをもとに常陽産業研究所作成

(5) 事業概要

① 土木工事業

海老根建設は、茨城県内を中心に、道路の新設・改良・舗装工事や河川護岸工事、橋梁工事などの土木工事を主に請け負っている。国や茨城県、大子町など市町村から直接業務を請け負う公共工事と、大手建設会社などを経由して受注する公共工事がある。

同社は、発破作業を行いながらの現場や、治山工事で重機が入りづらい場所など、危険が生じる特殊な工事などにも積極的に対応するようにしている。このような困難な工事に対応できる背景には、従業員の技術力と対応力、社内外の連携力がある。同社には、1級土木施工管理技士をはじめとして資格保有者が多く在籍しているほか、専門工事業者などの協力企業約10社とのネットワークを有している。

これまで手がけた工事実績により、茨城県から会社として知事表彰などを受けたり、優良主任(監理)技術者表彰を受賞したりするなど、発注者側から高い評価を得ている。

近年は、法面事業とともに、3Dレーザースキャナーや3D対応の測量機器、ドローン測量などICTの活用を強化している。

道路工事の様子



出所：海老根建設HP

< 国家資格保有者一覧 >

資格名	取得者数	資格名	取得者数
1 級土木施工管理技士	11 名	2 級土木施工管理技士	10 名
2 級建築施工管理技士	3 名	1 級建設機械施工技士	2 名
2 級建設機械施工技士	2 名	1 級舗装施工管理技士	1 名
2 級管工事施工管理技士	2 名	2 級建設業経理士	2 名

出所: 海老根建設 HP

< その他資格保有者一覧 >

資格名	取得者数	資格名	取得者数
車両系建設機械 3t 以上 (掘削・整地)	29 名	車両系建設機械 (解体)	22 名
不整地運搬車	18 名	小型移動式クレーン	20 名
締め固め機械	23 名	大型自動車免許	13 名
大型特殊自動車免許	9 名		

出所: 海老根建設 HP

< 工事表彰一覧 >

年度	工事名	表彰名
2001 年度	国道 118 号線歩道新設工事	土木部長賞
2002 年度	オートキャンプ場連絡橋下部工事	土木部長賞
2007 年度	奥久慈グリーンライン林道整備事業	知事表彰
2012 年度	広域営農団地第 2-2-7 工区道路工事	知事賞
2014 年度	広域営農団地第 1-2-12 工区道路工事	農林水産部長賞
2017 年度	奥久慈グリーンライン林道整備事業	知事表彰
2020 年度	2018 年度 第 1 号 奥久慈グリーンライン林道整備事業 武生線開設工事	農林水産部長表彰
2020 年度	2017 年度(繰越) 第 5 号 復旧治山事業工事	農林水産部長賞
2021 年度	2018 年度 第 1 号 奥久慈グリーンライン林道整備事業 武生線開設工事	知事賞
2023 年度	05 国補地道 第 05-03-260-0-001 号 04 国補地道 第 04-03-260-A-001 号合併 道路改良舗装工事(その 1)	知事表彰 (DX 賞)

提供: 海老根建設

<個人表彰一覧>

年度	工事名	表彰者数
2009 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2010 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2012 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2013 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2014 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2017 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名
2019 年度	優良主任（監理）技術者表彰	2 名
2020 年度	優良主任（監理）技術者表彰	1 名

提供：海老根建設

<主な施工実績>

 <p>道路改良舗装工事（2023 年度）</p>	 <p>河川護岸工事（2023 年度）</p>
 <p>県単道舗装修繕工事（2018 年度）</p>	 <p>30 国補地道（2018～2019 年度）</p>

出所：海老根建設 HP

② 法面事業

海老根建設は、土や盛土により作られる人工的な斜面を崩れないように整備する法面工事を行っている。法面工事においては、公共工事の元請となっている大手建設会社などから受注することが多い。法面工事は専門工事事業者が担う業務であり、県内で法面工事を行うことができる事業者は同社を含めて3社のみとなっている。

同社の強みは、法面工事と土木工事を一体で請け負うことができる点である。同社は、これにより山の伐採、掘削、整形、コンクリート吹き付けまでを自社で一貫して施工できる。

工事の元請となる大手建設会社などは、土木工事と法面工事を同社に一括発注することで、低い管理コストで効率的に公共工事を実施することができる。法面工事と土木工事の両方を手掛けることができる企業は全国にみても少なく、同社の大きな差別化要因になっている。

また、同社は、法面事業に使用されている建材の調達においても強みを有する。法面の落石防止網にはこれまで標準のロックネットが使用されていたものの、より強度が優れた建材が求められている。同社は高強度の高エネルギー吸収型の建材を取り扱うハイパワーフェンス協会の会員となっており、通常よりも安い価格で調達できるほか、高エネルギー吸収型の建材に適した工法を活用した工事を実施できる。

<主な施工実績>



出所：海老根建設 HP

(6) 社会・環境活動

① 社会活動

海老根建設は、社会活動の取り組みとして、インターンシップや職場見学の受け入れ、アスリートの支援、業界団体の活動、行政への協力、寄付活動を行っている。

インターンシップや職場見学の受け入れとしては、茨城県立大子清流高等学校に在籍する高校2年生をインターンシップ生として受け入れている。2023年8月に同校の学生2名を2日間受け入れた。また、2023年12月には茨城大学人文社会科学部の学生25名に対して現場見学会・会社説明会を開催した。

アスリートの支援としては、総合格闘家の八木敬志選手と加藤和也選手のスポンサーとなっている。同社は、アスリートの現役時代を支えるだけでなく、引退後においても自社で雇用の場を設けるなどセカンドキャリアを支援したいと考えている。

業界団体の活動として、同社の代表取締役の柳瀬香織氏は、一般社団法人茨城県建設業協会女性部会「建女ひばり会」の会長を発足当初から務めている。建女ひばり会は、女性活躍の広報活動や現場見学会、勉強会、他の団体などの女性会との情報交換などを行うことで、県内の建設業界で働く女性従事者のネットワークを構築し、女性技術者などの働きやすい環境の整備と活躍支援を目指している。

行政への協力としては、大子町の小学校が参加した「被災地に土おう袋を送るプロジェクト」を支援した。2024年2月に大子町立さほら小学校の全児童とだいご小学校の1年生から4年生の児童がプロジェクト主宰者から土のうの役割やプロジェクトの趣旨を学び、土のう袋にイラストや応援メッセージを記載して被災地に送付した。同社は当プロジェクトの趣旨に賛同し、土のう袋200袋を寄贈した。

寄付活動では、日本赤十字社の活動資金に対する寄付を毎年2回行っている。

総合格闘家 八木 敬志 選手



提供：海老根建設

茨城大学の学生に対する現場見学会・会社説明会



提供：海老根建設

「建女ひばり会」の活動



提供：海老根建設

② 環境活動

海老根建設は、環境活動としてSDGs宣言の公表やJクレジットの購入、間伐材の利用を行っている。

同社は2022年3月、SDGs宣言を公表した。宣言書の中で、環境保全への取り組みとして、排ガス規制に対応した重機の使用など環境に配慮した工事の施工や、太陽光発電設備設置の検討、間伐材の積極使用による森林資源の有効活用などについて明記している。

また、2022年11月、常陽銀行を引受先として「J-クレジット購入選択権付私募債」を発行し、森林に由来したJ-クレジットを購入した。同社はJ-クレジットを購入するという脱炭素の取り組みを通じて社会に貢献したいと考えている。

その他、間伐材を外枠に活用した工事看板を利用し木材の有効活用を進めている。

SDGs宣言書

SDGs宣言
海老根建設株式会社
2022年3月14日

当社は、経営理念である「貢献・共生」のもと、地域に根差した企業活動と、人間力豊かな人材の育成で、今までの経験を礎に日々技術力を磨き、真直に社業に取り組みます。当社の事業を通じたSDGsの達成に向け、下記の取り組みを実施していくことを宣言します。

<p>働きやすい職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な人材が生き生きと働ける職場環境の整備 健康経営の推進による社員の健康増進と生産性の向上 資格取得の推進による働きがいの向上 	<p>環境保全への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 排ガス規制に対応した重機の使用など環境に配慮した工事の施工 太陽光発電設備設置の検討 間伐材の積極使用による森林資源の有効活用
<p>魅力ある建設業による社会課題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業の魅力度の向上に向けた取り組み 災害復旧支援を通じた「住み続けられる街づくり」への貢献 ICTを活用した建設技術の活用 	<p>地域社会への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> 「道の日」にちなんだ国道のゴミ拾いの実施 小中学校での建設体験学習実施による地域人材の育成 リターンやIターン希望者が移住できる環境の整備による地域の活性化

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

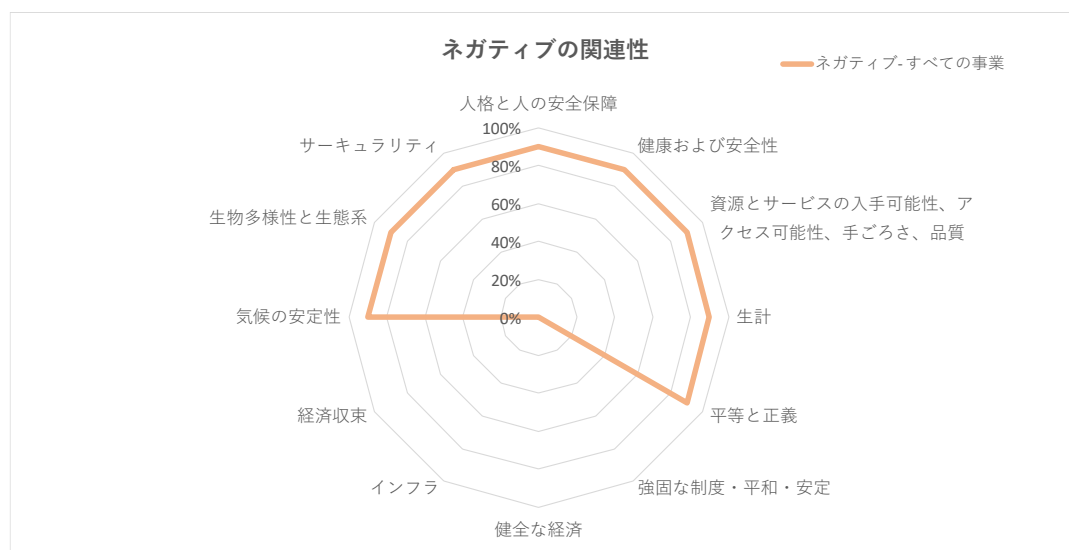
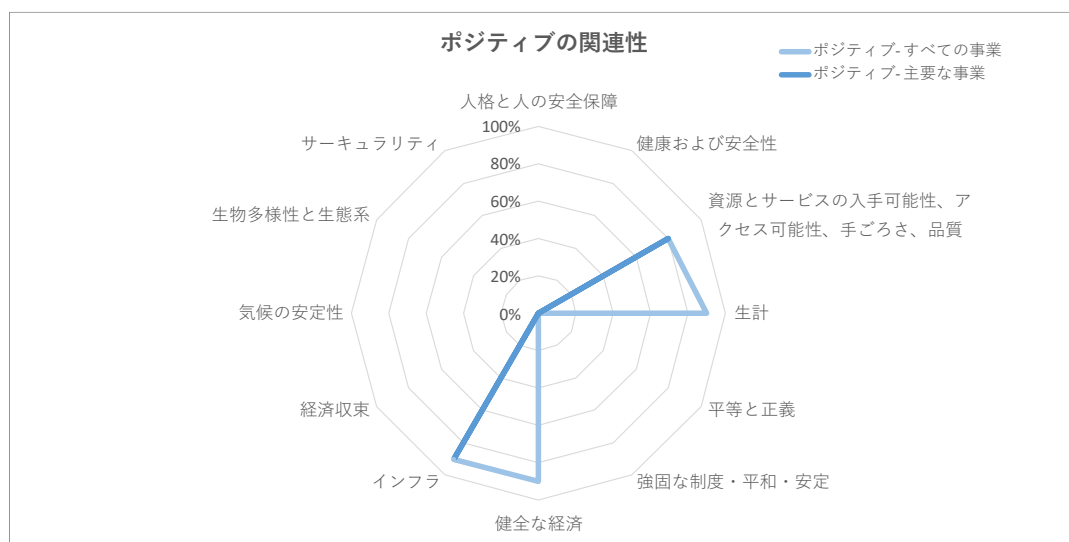
SDGsとは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。17の目標と169のターゲットから構成されており、2030年の達成に向けて、企業・個人など様々なレベルでの取組が求められています。

提供: 海老根建設

3. 包括的なインパクト分析

(1) インパクトエリア/トピックの特定

UNEP FI が提供するインパクトレーダーを用いて、海老根建設が属する業種のポジティブインパクト（以下、PI）とネガティブインパクト（以下、NI）が社会面、社会経済面、環境面の 12 のインパクトエリア並びに 34 のインパクトトピックのうち、どのインパクトエリア/トピックに発現するのか、包括的なインパクト分析を実施した。なお、同社の業種は、国際標準産業分類に則り「4210 道路・鉄道建設業」、「4290 その他土木工事建設業」としている。



同社の事業を鑑み、現代奴隷【NI】、移動手段【PI】、伝統と文化【NI】、賃金【NI】、その他の社会的弱者【NI】を削除すると同時に、教育【PI】、ジェンダー平等【NI】、年齢差別【NI】を追加し、同社の最終的なインパクトエリア/トピックは、以下の通りである。

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果】 PI:○ NI:●

カテゴリ	エリア	トピック	関連SDGs	既定値	修正値	
社会面	人格と人の安全保障	紛争	16			
		現代奴隷	8,16	●		
		児童労働	8,16			
		データプライバシー	16			
		自然災害	11,13	●	●	
	健康および安全性	—	3	●	●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	6			
		食料	2			
		エネルギー	7			
		住居	11			
		健康と衛生	3,6			
		教育	4		○	
		移動手段	9,11	○		
		情報	16			
		コネクティビティ	9			
		文化と伝統	11	●		
		ファイナンス	8,9			
		生計	雇用	1,8	○	○
			賃金	1,8	○●	○
	社会的保護		1,10	●	●	
平等と正義	ジェンダー平等	5		●		
	民族・人種平等	10	●	●		
	年齢差別	10		●		
	その他の社会的弱者	10	●			
社会経済面	強固な制度・平和・安定	法の支配	16			
		市民的自由	16			
	健全な経済	セクターの多様性	8,9			
		零細・中小企業の繁栄	8	○	○	
	インフラ	—	9	○	○	
経済収束	—	10,17				
環境面	気候の安定性	—	13	●	●	
	生物多様性と生態系	水域	6,14	●	●	
		大気	11,12	●	●	
		土壌	15,12	●	●	
		生物種	14,15	●	●	
		生息地	14,15	●	●	
	サーキュラリティ	資源強度	12	●	●	
		廃棄物	11,12	●	●	

(2) 事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性

特定したインパクトエリア/トピックに関して、その重要性を判断するにあたり、海老根建設の事業活動エリアにおけるインパクトニーズとの関連性について検証する。

茨城県は、2022年度からの県政運営の基本方針「第2次茨城県総合計画」において、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を基本理念とし、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、「Ⅰ 新しい豊かさ」「Ⅱ 新しい安心安全」「Ⅲ 新しい人財育成」「Ⅳ 新しい夢・希望」という4つのチャレンジを柱にした政策・施策を展開している。

「Ⅰ 新しい豊かさ」では、先端技術を取り入れた新産業の育成や中小企業などの成長を通じた魅力ある雇用の創出を目指している。当政策は、同社の建設DXの推進や新規事業の展開が合致する。

「Ⅱ 新しい安心安全」では、災害・危機に備えた県土整備や危機管理体制の充実強化を目指している。この政策は、同社の災害時の事業継続体制の構築や、建設DXの推進が一致している。

「Ⅲ 新しい人財育成」では、多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会や、女性が輝く社会、働きがいを実感できる環境の実現を目指している。この政策は女性活躍推進や外国人の活用拡大、社員の育成が一致する。

以上から、同社は地域のニーズと整合していると評価できる。

第3部 基本計画

第1章 基本的な考え方

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、5つの視点で4つの「チャレンジ」を推進します。

NEXT チャレンジ

新型コロナウイルス感染症対策の強化

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

「新しい人財育成」へのチャレンジ

「新しい安心安全」へのチャレンジ

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

5つの視点

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応
- 挑戦できる環境づくり
- 高付加価値体質への転換
- 世界から選ばれる茨城
- 誰一人取り残さない社会づくり

第2章 4つのチャレンジによる「新しい茨城」づくり

4年間に挑戦する政策・施策・取組等を総合的かつ体系的に示します。

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

- ◆ 質の高い雇用の創出
- ◆ 新産業育成と中小企業等の成長
- ◆ 強い農林水産業
- ◆ ビジット茨城～新観光創生～
- ◆ 自然環境の保全・再生

「新しい安心安全」へのチャレンジ

- ◆ 県民の命を守る
- ◆ 地域保健・医療・福祉
- ◆ 健康長寿日本一
- ◆ 障害のある人も暮らしやすい社会
- ◆ 安心して暮らせる社会
- ◆ 災害・危機に強い県づくり

「新しい人財育成」へのチャレンジ

- ◆ 次世代を担う「人財」
- ◆ 魅力ある教育環境
- ◆ 日本一、子どもを産み育てやすい県
- ◆ 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
- ◆ 自分らしく輝ける社会

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

- ◆ 魅力発信No.1プロジェクト
- ◆ 世界に飛躍する茨城へ
- ◆ 若者を惹きつけるまちづくり
- ◆ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ◆ 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

出所：茨城県「第2次茨城県総合計画」

(3) テーマの設定

特定したインパクトエリア/トピックにおいて、PI の拡大と NI の緩和につながり、かつ、海老根建設の持続可能な経営を高めるテーマとして、下記 3 テーマと取り組み内容を設定した。

テーマ	取り組み内容	対応するインパクトエリア/トピック
○社員の働きやすい環境の整備と活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な労働環境の実現 ・健康経営の実践 ・時間外労働の削減、有給休暇取得の促進 ・多様な人材の活躍推進 ・インフラドクターとしての役割を担う人材の育成 ・待遇改善による働き甲斐のある職場づくり 	健康および安全性【NI】 教育【PI】 雇用【PI】 賃金【PI】 社会的保護【NI】 ジェンダー平等【NI】 民族・人種平等【NI】 年齢差別【NI】
○「地域 No. 1 のインフラドクター」としての機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・建設 DX の強化などによる持続可能な地方インフラの維持・管理 ・災害時の事業継続体制の構築 ・建設業の担い手の育成による産業基盤の強化 	自然災害【NI】 教育【PI】 零細・中小企業の繁栄【PI】 インフラ【PI】
○環境と共生する事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営マネジメント体制の構築 ・環境保護と建設事業の共存共栄 	気候の安定性【NI】 水域【NI】 大気【NI】 土壌【NI】 生物種【NI】 生息地【NI】 資源強度【NI】 廃棄物【NI】

4. インパクトの評価

ここでは、先に設定した3つのテーマについて、具体的な取り組み内容について記載するとともに、インパクト/エリアの発現状況を今後も測定可能なものとするため、それぞれについて目標とKPIを設定する。なお、期限を2025年度、2026年度、2027年度としているKPIは期限到来後に再度KPIを設定し、モニタリング期間中測定していく。

(1) 社員の働きやすい環境の整備と活躍推進

項目	内容
インパクトエリア /トピック	健康および安全性【NI】、教育【PI】、雇用【PI】、賃金【PI】、社会的保護【NI】、ジェンダー平等【NI】、民族・人種平等【NI】、年齢差別【NI】
関連するSDGs	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> </div> <div>  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> </div> <p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。</p>
取組み内容 ・ KPI	<p>① 安全な労働環境の実現</p> <p>-健康および安全性【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、労働災害の発生ゼロを目指すため、安全な労働環境の実現に向けた取り組みを進めている。 ・また、各工事現場を対象に店社安全パトロールを月1回抜き打ちで実施している。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> •その他、KY 活動(危険予知活動)を現場ごとに毎朝実施し、日々の安全教育を徹底させている。 •それ以外にも、同社の全従業員と協力会社の従業員を対象に安全大会を開催している。安全大会では、発生した事故の内容を共有し、再発防止に努めるとともに、研修を行っている。直近では 2024 年 6 月に大子町消防本部の指導を受けて消火訓練・救急救命講習を実施した。 •熱中症対策として、裁量的な休憩時間の取得を促している。以前は午前 10 時と午後 3 時に休憩時間を設けていたものの、個々の体調や体質によって適切なタイミングで休憩できるように、固定した休憩時間を撤廃し、各従業員が柔軟に休憩を取得している。 •重量物の運搬の負担を軽減するため、アシストスーツを導入している。 <p style="text-align: center;">2024 年 6 月に開催した安全大会</p>  <p style="text-align: right;">提供：海老根建設</p> <p>② 健康経営の実践 -健康および安全性【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> •海老根建設は、従業員の健康を維持・増進することで生産性を高めるため、健康経営を実践している。 •全従業員に対して定期健康診断を毎年 1 回受診させている。従業員は、本人の希望に応じて、健診バスによる健康診断、またはいばらき健康管理センターにおける健康診断を選択できる。いばらき健康管理センターでの

項目	内容
	<p>健康診断では、がん検診などのオプション受診を希望する従業員に対してその費用も会社負担としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、同社は2022年に茨城県の「いばらき健康経営推進事業所⁵」の認定を初めて取得した。 ・今後も、従業員の健康増進を引き続き支援していくことから、「いばらき健康経営推進事業所」の認定を継続していく方針である。 <p>③ 時間外労働の削減、有給休暇取得の促進</p> <p>-健康および安全性【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、建設業の2024年問題への対応と働きやすい環境の整備に向けて、時間外労働の削減と有給休暇取得の促進を進めている。 <p><時間外労働の削減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の削減に向けて、時間外労働の事前申告制の導入や、ノー残業デーの設定、新たな職種「建設ディレクター」の創設(8ページ参照)を行っている。 ・同社は時間外労働の事前申告制を導入している。時間外労働時間と業務内容を事前申告することで無駄な時間外労働を削減するとともに、メリハリのある働き方を推し進めている。 ・また、月1回ノー残業デーを設定し、社内のグループLINEで定時退社を促し、誰もが帰りやすい環境を整備している。 ・その他、同社は2021年より、新たな職種「建設ディレクター」を創設した。建設ディレクターは、現場担当者が従来担っていた、安全管理書類や工事原価に関する書類、請求書など工事に関連する書類の作成業務を担当する。 ・建設ディレクターの導入によって現場担当者の事務負担が軽減された結果として、社員の時間外労働時間は2020年度の月平均19時間から2023年度には13時間まで減少した。

⁵ 茨城県では「県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、県民の健康寿命日本一を目指す「いばらき健康寿命日本一プロジェクト」に取り組んでおり、その一環として生まれた制度。本制度は、従業員の健康に配慮した取り組みを実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、働く世代の健康増進を図ることを目的としている。

項目	内容
	<p>・今後は、建設ディレクターの業務領域をドローンなどで測量した 3D データの処理まで拡大することで、更なる時間外労働の削減を進めていく。</p> <p><有給休暇取得の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は週休完全 2 日制を採用する中、有給休暇の取得促進に向けて、子ども休暇やリフレッシュ休暇、時間休暇など休暇制度の導入や年間休暇予定表の作成を行っている。 ・子ども休暇は、入学式や卒業式、発表会など子どものイベントで年間最大 5 日休暇を取得できる制度である。 ・リフレッシュ休暇は、工事が終了するごとに連続 3 日以上休暇を取得できるものである。 ・時間休暇制度は 1 時間単位で有給休暇を取得できる制度である。 ・その他、年間休暇予定表を作成し、計画的な有給休暇の取得を支援している。 <p>④ 多様な人材の活躍推進</p> <p>-雇用【PI】、社会的保護【NI】、ジェンダー平等【NI】、民族・人種平等【NI】、年齢差別【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、女性や外国人、高齢者など多様な人材の活躍推進を行っている。 <p><女性の活躍推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活用状況をみると、当社には 6 名の女性(役員除く)が現在勤務しており、そのうち、国家資格を有する女性技術者は 2 名、女性管理職(課長以上、役員除く)は 1 名となっている。 ・今後は、女性従業員数の増加とともに、国家資格を有する女性技術者や女性管理職の養成に取り組んでいく。 <p><高齢者の活躍推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の活用では、満 66 歳を定年とし、以降は再雇用制度を設けている。現在は 65 歳以上の従業員が 5 名在籍している。同社は、継続雇用者に対して、暑い季節や寒い季節に働くことが難しい場合に季節休業を認めている。 ・今後は、個々の事情や体力を踏まえながら、体力に自信がない従業員でも活躍できる新たなしごとを創出し、生涯活躍できる環境を整備していく。

項目	内容
	<p><外国人の活躍促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の活用においては、現在はミャンマーから 3 名の技能実習生を受入れている。 ・外国人の支援として、戸建て住宅を取得・改築し、居住環境を用意している。外国人の寮費(自己負担額)は月 4,000 円、光熱費と通信費(自己負担額)は最大 1 万円としている。 ・また、外国人ごとにメンターを配置し、仕事や生活をサポートしている。 ・安全教育においては作業の注意点をミャンマー語で記載するなど配慮するとともに、外国人技能実習生に対しても、資格取得支援を行っている。 ・今後は、高度人材も含めて外国人の活用を拡大していく方針である。 <p style="text-align: center;">同社で活躍する外国人</p>  <p style="text-align: right;">提供：海老根建設</p> <p><仕事と家庭・子育ての両立支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家庭・子育てなどの両立を図るため、子ども休暇(23 ページ参照)の他、産休育休制度や時短勤務制度、時間休暇制度、介護休暇制度を設けている。育児休業制度の取得状況をみると、2023 年度は男性 1 名が取得している。 ・その他、病気などで出社が難しいなど個別の事情を踏まえてテレワークを導入している。今後も社員の事情に合わせて適切な働き方を実現していくことで多様な人材の活躍を後押ししていく。

項目	内容
	<p>⑤ インフラドクターとしての役割を担う人材の育成 -教育【PI】、賃金【PI】、社会的保護【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、国家資格などの資格取得支援や外部セミナーの受講により人材の育成を行っている。 ・同社は、国家資格などの資格取得を支援するため、参考書の購入費や研修費用、受験料など資格取得に関わる費用を全て会社負担としている。また、施工管理技士補や土木施工管理技士などの国家資格取得者に対しては資格手当を毎月支給している。 ・また、社員の職域にあった外部セミナーを受講させている。国家資格保有者に対しては、法律や制度、作業手順の変更を学ぶ継続学習制度に基づく研修を受講させている。 <p>⑥ 待遇改善による働き甲斐のある職場づくり -賃金【PI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、待遇改善による働き甲斐のある職場づくりに向けて賃上げを実施し、業界平均以上の賃金を実現している。 ・2020年度より2%の賃上げを毎年実施している。今後も、社会・経済情勢を踏まえて毎年2%以上の賃上げを実現していく方針である。 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき健康経営事業所認定の継続(2029年度まで) ・労働災害ゼロを目指す【2023年度:0件】 ・時間外労働時間(月平均):10時間(2029年度) 【2023年度:月平均13時間】 ・有給休暇平均取得日数:15日(2029年度)【2023年度:12日】 ・国家資格を有する女性技術者:4名(2029年度)【2023年6月現在:2名】 ・外国人従業員数:6名(2029年度)【2024年6月現在:3名】 ・国家資格取得者数:20名(2029年度)【2024年6月現在:18名】 ・毎年2%以上の賃上げ実施(2029年度まで)

(2) 「地域 No.1 のインフラドクター」としての機能強化

項目	内容
インパクトエリア /トピック	自然災害【NI】、教育【PI】、零細・中小企業の繁栄【PI】、インフラ【PI】
関連する SDGs	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div>  <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div> <p>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>
取組み内容 ・ KPI	<p>① 建設 DX の強化などによる持続可能な地方インフラの維持・管理 -自然災害【NI】、インフラ【PI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、建設 DX の強化や協力会社との連携を通じて人手不足の中で省力化や熟練技術の継承により、道路や河川、橋梁など地方インフラの持続可能な維持・管理能力の向上を図っている。 ・同社は、土木工事において、3D 機器等による測量や、ICT 施工を行うための 3D データの製作、ICT 建機による施工まで自社内で一貫実施できる体制を構築している。このような建設 DX の取り組みによって、2024 年には茨城県建設業者表彰において知事表彰「建設 DX 賞」を受賞した。 ・今後は、法面事業の DX 化を推進していく方針である。同社は 2023 年度にレーザードローンを取得した。レーザードローンを活用した山岳地帯や森林の測量を実施できる体制を構築し、測量業務の効率化と現場担当者の労働災害の予防を図っていく。

項目	内容
	<p>・同時に、建設ディレクターの業務領域を ICT 建機で使用する 3D 機器やドローンで測量したデータの処理まで拡大することで、社内の建設 DX 体制を強化することで、持続可能なインフラ整備を目指していく。</p> <p>・その他、協力会社との新たな技術の導入における連携強化や協力会社数の増加などにより施工体制を強化していく。</p> <div style="text-align: center;"> <p>レーザードローンを活用している様子</p>  <p>提供：海老根建設</p> </div> <p>② 災害時の事業継続体制の構築 -自然災害【NI】-</p> <p>・海老根建設は、自然災害時に復旧工事の実施など事業を継続する体制を構築するために BCP(事業継続計画)を策定している。</p> <p>・また、国土交通省関東地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力⁶」や経済産業省の「事業継続力強化計画⁷」の認定を取得している。</p> <p>・今後も自然災害時においても事業を継続できる体制を維持・強化していく方針である。</p> <p>③ 新規事業による担い手育成を通じた産業基盤の強化 -教育【PI】、零細・中小企業の繁栄【PI】-</p> <p>・海老根建設は、新規事業により企業の垣根を越えて建設業の担い手を育成することで、産業基盤の強化に努めている。</p>

⁶ 建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が認定する制度。

⁷ 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・同社は2024年6月、建設機械の教習所「茨城トレーニングセンター」を開所し、新規事業を開始した。現在、茨城トレーニングセンターでは、玉掛けの技能講習を行っている。 ・建設機械などの技術習得には免許の取得だけではなく、一定の技能講習や経験が必要となる。しかし、中小建設業の中には、人手不足などにより技術を実務の中で十分指導する時間がないことから人材の育成に苦慮する企業が一定数存在する。 ・同社は、こうした現状を踏まえて、茨城トレーニングセンターの開設により、県内の建設業の従業員が建設機械などの技能経験を積むことで、県内建設業の担い手を育成する環境を整備し、県内建設業のサプライチェーンや産業基盤の強化を目指している。 ・今後は、建設業の担い手をより増加させるために、茨城トレーニングセンターでの講習メニューを拡充させるとともに、外国人も受講できる環境を整備していくことを検討していく。 <p style="text-align: center;">2024年6月に開所した茨城トレーニングセンター</p>  <p style="text-align: right;">提供：海老根建設</p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力企業数:15社(2029年度まで)【2024年7月現在:10社】 ・レーザードローンを活用した法面工事受注件数:8件(2029年度) 【2024年7月現在:受注実績なし】 ・「災害時の基礎的事業継続力」の認定継続(2029年度まで) ・「事業継続力強化計画」の認定継続(2029年度まで) ・茨城トレーニングセンターの受講者数:累計100名(2029年度) 【2024年7月現在:2名】

(3) 環境と共生する事業の展開

項目	内容
インパクトエリア /トピック	気候の安定性【NI】、水域【NI】、大気【NI】、土壌【NI】、生物種【NI】、生息地【NI】、資源強度【NI】、廃棄物【NI】
関連する SDGs	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">  <p>12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> </div> <div>  <p>15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> </div> </div>
取組み内容 ・ KPI	<p>① 環境経営マネジメント体制の構築 -気候の安定性【NI】-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海老根建設は、環境経営マネジメント体制の構築を進めている。 ・CO2 排出量を可視化するシステムを 2023 年に導入し、CO2 排出量の計測を行っている ・今後は、社内の LED 化や CO2 排出量削減に向けた取り組みなどを進め、「エコアクション 21⁹」の認証を 2025 年度までに取得する予定である。 <p>② 環境保護と建設事業の共存共栄 -水域【NI】、大気【NI】、土壌【NI】、生物種【NI】、生息地【NI】、資源強度【NI】、廃棄物【NI】-</p>

⁹ 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> •海老根建設は、環境保護と建設事業の共存共栄に向けて、水質や大気、土壌などの汚染対策と、砕石などの有効活用、適切な廃棄物処理、生態系の保護活動を実施している。 •水質汚染対策としては、河川工事の際に濁水が流出し、魚などの生息地の環境悪化など影響を防ぐため、2段階の沈殿槽を設置し、濁水をろ過処理した上で河川に排出している。 •大気汚染対策としては解体工事を実施する場合には散水を行うことで粉じんの飛散を防いでいる。 •土壌汚染を防ぐため、生コンクリートの余剰分を生コンクリート事業者に回収を依頼している。 •資源の有効活用としては、工事現場で発生した瓦礫や石類を適切な回収業者に廃棄を依頼するとともに、このような廃棄物をリサイクルして作られた再生砕石を使用している。 •廃棄物の適正な処理としては、マニフェストの交付・保管により、産業廃棄物を厳格に処分している。 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> •社内の LED 化の完了(2025 年度までに) •CO2 排出量:7,124 kg CO2(2025 年度)【2022 年度:7,344 kg CO2】 <p>※2025 年度までの排出状況を踏まえて、2026 年度に CO2 排出量削減計画を改定し、取り組みを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> •「エコアクション 21」の認証取得(2025 年度までに)

5. 管理体制

海老根建設は、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、柳瀬香織代表取締役が陣頭指揮を執り、建設ディレクター課を中心に社内の制度や計画、日々の業務や諸活動などを棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーやSDGsとの関連性について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、柳瀬香織代表取締役を最高責任者、菊池丈士取締役と鈴木由美建設ディレクター課長を実行責任者とし、建設ディレクター課を中心に、全社員が一丸となって、KPIの達成に向けた活動を実施する。なお、最高責任者は金融機関に対する報告担当及びモニタリング担当とする。

最高責任者	代表取締役	柳瀬 香織
実行責任者	取締役	菊池 丈士
	建設ディレクター課長	鈴木 由美
担当部署	建設ディレクター課	

6. 常陽銀行によるモニタリング

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、海老根建設と常陽銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

常陽銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは常陽銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、海老根建設と常陽銀行が協議の上で再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、常陽産業研究所が、常陽銀行から委託を受けて作成したもので、常陽産業研究所が常陽銀行に対して提出するものです。
2. 常陽産業研究所は、依頼主である常陽銀行及び常陽銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する海老根建設から提供された情報と、常陽産業研究所が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施していきます。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<本件問合せ先>

株式会社常陽産業研究所

地域コンサルティング部 主任調査役 廣田 善文

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 18 号

TEL : 029-233-6734 FAX : 029-233-6724